

### 【補充原則 4-1-1 ① 取締役会・監査の実効性確保のための前提条件】

取締役会は、経営戦略に照らして自らが備えるべきスキル等を特定した上で、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方を定め、各取締役の知識・経験・能力等を一覧化したいわゆるスキル・マトリックスをはじめ、経営環境や事業特性等に応じた適切な形で取締役の有するスキル等の組み合わせを取締役の選任に関する方針・手続と併せて開示すべきである。その際、独立社外取締役に、他社での経営経験を有する者を含めるべきである。

取締役会は、経営戦略に照らして自らが備えるべき能力やジェンダー、国際性の面を含め、知識や経験、専門性の異なる多様な人材で構成するとの方針のもと、人格、見識、能力および経験・実績等を精査して取締役候補者を決定しております。また取締役会の規模は、自由闊達な議論と効率的な運営が可能な員数を維持しております。なお独立社外取締役に社外での経営経験を有する者を含め選任しております。

各取締役が有する知識・経験・能力等のスキルにつきましては、「コーポレートガバナンス報告書【図2】取締役のスキル・マトリックス」にて開示しております。

なお取締役の選任に係る方針・手続きについては、原則3-1(4)をご参照ください。